入札制度の見直しについて

	現制度[平成21年度] (表示金額は設計金額)	新制度[平成22年度~] (表示金額は設計金額)
一般競争入札	<u>1億円以上</u>	3億円以上
条件付き一般競争入札	建設工事(土木、建築、舗装、 管《水道含む》に分ける)のみ 3千万円以上1億円未満	建設工事(土木、建築、舗装、 管《水道含む》に分ける)のみ 5千万円以上3億円未満
簡易公募型指名競争入札	建設工事(土木、建築、舗装、 管《水道含む》に分ける)のみ 130万円以上 3千万円未満	建設工事(土木、建築、舗装、 管《水道含む》に分ける)のみ 130万円以上 5千万円未満
指名競争入札	上記を除く、測量、委託業務、物品については、 財務規則に定められた随意 契約ができる限度額以上 1億円未満	同左
随意契約	財務規則に定められた随意 契約ができる限度額未満	同左

[※] 特殊な工事等で対象業者が著しく少数の場合等は、指名競争入札による。